

文教警察企業常任委員会会議録

平成25年10月31日

場 所 第3委員会室

平成25年10月31日(木曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経

営に関する調査

○その他報告事項

- ・歴史教科書について
 - ・全国大会等の結果について
-

出席委員(6人)

| | |
|-------|--------|
| 委員 長 | 田口 雄二 |
| 副委員 長 | 二見 康之 |
| 委員 | 中村 幸一 |
| 委員 | 松村 悟郎 |
| 委員 | 重松 幸次郎 |
| 委員 | 徳重 忠夫 |

欠席委員(1名)

| | |
|----|-------|
| 委員 | 福田 作弥 |
|----|-------|

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

| | |
|--------------------|--------|
| 教育 長 | 飛田 洋 |
| 教育 次 長 (総括) | 高原 みゆき |
| 教育 次 長 (教育政策担当) | 西立野 康弘 |
| 教育 次 長 (教育振興担当) | 中野 通彦 |
| 総務 課 長 | 梅原 裕二 |
| 財務 福 利 課 長 | 入倉 俊一 |
| 学校 政 策 課 長 | 谷口 英彦 |
| 学校 支 援 監 | 今村 卓也 |
| 特別支援教育室長 | 坂元 巖 |

| | |
|-----------|--------|
| 教 職 員 課 長 | 早日渡 志郎 |
| 生涯学習課長 | 村上 昭夫 |
| スポーツ振興課長 | 日高 和典 |
| 文化財課長 | 田方 浩二 |
| 人権同和教育室長 | 花岡 道義 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|-------|
| 議事課主幹 | 鬼川 真治 |
| 政策調査課主幹 | 牧 浩一 |

○田口委員長 それでは、ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、おわびを申し上げます。

10月19日、県立高校の臨時的任用職員が、酒気帯び運転により逮捕されるという事案が発生いたしました。県民の皆様や委員の皆様のご信頼

を大きく裏切る事案が再び起きたことを、まことに申しわけなく思っております。

事故によって損害を被られた方を初め、県民の皆様、委員の皆様には深くおわびを申し上げます。申しわけございません。本件につきましては、今後、事実関係を十分把握し、厳正に対処してまいりたいと考えております。

逮捕の翌々日、10月21日になりますが、県立学校長会において、正規の職員はもちろんのことであるが、臨時的任用職員や非常勤職員を含めた教職員一人一人に対し、一層の指導の徹底を図るよう、私みずから県立学校長へ訓辞を行いました。

今後とも、市町村教育委員会と一体となって、教職員一人一人のコンプライアンスに対する意識を高める取り組みを粘り強く講じ、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、お礼を申し述べさせていただきます。

9月に日南市を中心に実施いたしました、第35回宮崎県高等学校総合文化祭におきましては、田口委員長を初め、県議会議員の皆様には御臨席をいただき、まことにありがとうございました。

おかげさまをもちまして、8日間の開催期間中、22部門で約4,200名の高校生が発表をし、人と人をつなぐ文化のすばらしさを発信してくれました。

また、10月に行われました、県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会及び文化の集いにおきましても、田口委員長ほか、県議会議員の皆様には御臨席いただき、まことにありがとうございました。

県内に定時制通信制の高等学校は5校あるん

ですが、その子供たちが自分の体験したこと、いろんなつらさから、それを克服した体験等を語ってくれましたが、発表を約800人の同じ定時制通信制の子供たちが聞いておったんですが、恐らく私も非常に感激をいたしましたけど、聞いていた一人一人の心を揺さぶって、未来への希望というか、元気を抱かせるような行事になったんではないかなと思います。ありがとうございました。

それから、秋は運動会があったり文化祭があったり、県教育委員会が直接主催する行事ではありませんが、いろんな行事に県議会議員の皆様もおいでいただいて激励を賜りました。そのことも心からお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、お手元の「文教警察企業常任委員会資料」をお願いいたします。

本日は、「歴史教科書」並びに「全国大会等の結果」につきまして、説明させていただきます。

内容につきましては、引き続き関係課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

私からは、以上でございます。

○谷口学校政策課長 資料の1ページをごらんください。

歴史教科書につきまして御説明いたします。

まず、御了解をいただきたいと思っておりますのが、教科書につきましては、著作権法によりまして、コピーができないということになっておりまして、申しわけございませんが、本日、コピーをお配りできなくて、実際に教科書を、実は高校日本史の教科書につきましては1冊ずつ、お手元にお配りをいたしました。後ほど説明いたします韓国の教科書につきましては部数が少なくて、本当申しわけございませんが、回覧という形で見ていただければありがたいと

思っております。

したがいまして、説明はスクリーンを使ってさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、「高校日本史A」の教科書をお持ちの方は、185ページをお開きください。「高校日本史B」という教科書をお持ちの方は、247ページをごらんください。「A」のほうは185ページで、「B」のほうは247ページでございます。

そのページの実は右側の(側注)の⑥というところ、小さい字で右側のページの側注の⑥というところの記述がございますが、そこが一番問題になっている記述でございますので、それにつきまして、ちょっとスクリーンで御説明をいたします。

済みません、よろしいでしょうか。

実は、ここですが、⑥というその側注のところです。

この中で特に問題になっておりますのが、ここからですけど、国旗国歌法というのがありまして、「政府はこの法律によって、国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした」と、ここまではいいんですけど、問題はここからで、「しかし、一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」というこの文言に対しまして、この一部の自治体ではないかと思われるような都道府県にとっては、この「強制」という言葉がおかしいと。この考え方は一部の都道府県にとっては納得がいかないということで、幾つかの県で問題になったということでございます。

幾つかの県の判断によりますと、強制ではなくて責務、県の責務としてしたというだけであって、「強制」という言葉はおかしいということで、この教科書は不適切だという判断をしている幾

つかの県がございます。それで問題になったということでございます。

日本史の教科書については以上でございます。

資料のほうにお戻りいただきまして、資料の1ページをまた見ていただいてよろしいですか。今度は2番ですが、韓国の小・中学校教科書における日本に関する主な記述について、御説明を申し上げます。

資料の1ページです。教科書が2つございまして、「小学校6年用の「社会」と、「中学校用「国史」、いずれも国定教科書ですけど、その日本語訳本ということで、済みません、回覧ということで、お手元にはないかもしれませんが。

実は、その(2)を見ていただきますと、日本に関する主な記述が、1番の「江華島条約」からずっとございまして、9番の「独島(竹島)」に関するものまで、約9カ所ほど日本についての記述がございます。

その中で、特に日本の行為に対して厳しい見方がされているところを、またスクリーンで御説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小学校の教科書でございますが、太平洋戦争時代の日本の統治に関しまして、まず、「日帝の民族抹殺政策」と書いてありまして、日帝、日本の民族抹殺政策が行われたと。

主なところとしましては、「日帝は、地下資源や食糧を略奪した」とか、あるいは「日帝は、我が民族の精神をなくそうと、韓国語の使用を禁止した」とか、「私たちの名前も日本式に変えさせ、各地に神社をつくって参拝するよう強要した」などという表現が載っております。

同じような内容に関しましては、今度は中学校の教科書をごらんいただきます。内容は一緒

なのですが、やはりその「民族抹殺政策」と書いてありまして、ここ、「日帝は、私たちの民族精神を根絶やしにするため」とか、あるいは「韓国語の使用を禁じ、日本語だけを使わせ、私たちの歴史を教えることも禁じた」。「日帝は、私たちの名前までも日本式氏と名前に変えるよう強要し、各地に日本の神社を建てて参拝させた」。最後に「このような日帝の蛮行は世界史に類例のないものだった」と、厳しく日本の行動を非難しております。

もう一つ、今度は竹島につきまして、領土問題ですが、もう1ページだけ見ていただきますので。

韓国では「ドクト」とか「トクト」とか読むんだそうですけど、問題ということで、「独島は鬱陵島に附属した島で、早くから我が国の領土として連綿と伝わってきた」と。「昔から、もう韓国の領土だった」というふうに書いておりますし、「日本に渡って我が国の領土であることを確認させた」と、「確認した」という記述もございますし、「しかしながら、その後も日本の領民たちが、しばしば鬱陵島付近で不法に魚をとった」。「政府は、その独島を管轄した。しかし、日本は露日戦争中に、一方的に独島を彼らの領土に編入してしまった」ということで、もう韓国の領土だということを主張しておりまして、日本の見解と大きく違うというような記述で、小・中学校それぞれ教育がなされているという実態でございました。

説明は以上でございます。

また、ただいまの説明に関しまして、若干、補足をいたしますが、今、問題となっておりました実教出版のその日本史の教科書につきまして、本県では来年度の採用はございませんので申し上げます。

それでは、資料の2ページをごらんください。

全国大会等の結果について御説明を申し上げます。

1番の「牧水・短歌甲子園」につきまして、8月に日向市で行われました。参加者は本県から6校、本県以外からも福岡県、熊本県、沖縄県から参加がありまして、4番の大会の結果といたしまして、団体戦では、本県の高鍋高校が優勝、宮崎西高校が準優勝、宮崎商業高校が第3位となっております。

また、個人戦につきましても、宮崎西高校の佐藤さんが牧水賞、宮崎大宮高校の川崎さんが若山牧水記念文学館長賞をいただいております。

2番の「ワールド・ロボット・オンリピアード」JAPAN全国大会、ロボット操作の全国大会ですが、9月に行われまして東京で行われました。参加者は高校生31チーム、中学生15チーム、小学生14チームでございまして、大会結果といたしまして、本県の宮崎工業高校のチームが第4位に入りまして、国際大会の出場権を獲得いたしました。

この国際大会は、上にございますが、11月にインドネシアのジャカルタで開催されるということでございます。

同じく、今度は小学校部門で、本県の生目台西小と小戸小の合同チームが準優勝いたしまして、このチームも国際大会に出場するということになっております。

右側の3ページをごらんいただきまして、第80回の「NHK全国学校音楽コンクール」、全国コンクールにつきましてですが、これは合唱コンクールでございます。

10月にNHKホールで行われまして、全国の代表11校が参加をいたしました。大会の結果といたしまして、宮崎学園高等学校が銅賞を受賞

しております。

4番の「第60回国際理解・国際協力のための*高等学校生の主張コンクール」中央大会につきましては、この国連大学は東京にございますが、10月に、東京で行われまして、参加者は全国の代表29名が参加をいたしました。

大会結果といたしまして、本県、宮崎西高校の安藤由夏さんが特賞を受賞いたしました。

以上でございます。

○日高スポーツ振興課長 全国大会等の結果についてであります。資料の4ページをごらんください。

まず、1の東日本大震災復興支援、第68回国民体育大会についてでございます。

第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」は、9月11日のボート競技から始まり、10月8日の総合閉会式をもちまして、全日程を終了いたしました。

(1)に示しておりますように、本県の男女総合成績であります天皇杯得点は778点となり、順位は38位となりました。

(2)には、平成16年度の第59回大会からの天皇杯順位及び競技得点の推移を示しておりますが、参加点である400点を除く今大会の競技得点は、378点でありました。

その内訳を(3)に示しております。競技得点を種別ごとに昨年度と比較しますと、成年男子が174点で39.5点、成年女子が43.5点で36点、昨年を上回り、少年男子は116.5点で19.0点、少年女子が44.0点で73.0点、得点が減ったところでもあります。

また、成年が217.5点、少年が160.5点と6対4で成年の得点割合が高くなっております。成年の活躍が大きかったことがわかります。

(4)には、入賞競技を団体競技と個人競技

に分けて示しております。

アの団体競技では、旭化成柔道部を中心とする柔道成年男子や弓道少年女子の準優勝、弓道成年女子、軟式野球成年男子、ソフトテニス成年男子の3位など、6競技8種別で入賞がありました。

次のページをごらんください。

イの個人競技では、ウエイトリフティング成年男子56キログラム級の高尾選手、空手道少年男子組手の西村選手の優勝や、カヌーカヤックペア少年男子500メートルの白羽根・宮原選手や、ウエイトリフティング少年男子56キログラム級クリーン&ジャークの徳永選手の準優勝など、10競技41種目で入賞がありました。

今大会では、期待された競技種目が九州ブロック大会を通過できず、大変厳しい戦いが予想されましたが、大会に参加された監督・選手の皆さんが、「チームみやざき」を合い言葉に、最後の最後まで、粘り強く競技していただいた結果、本県が目標としております「天皇杯順位30位台」を3年連続で達成することができました。

競技団体を初めとする関係者の皆様の御尽力に、心から感謝しているところでございます。

続きまして、資料の6ページをごらんください。

2の第13回全国障害者スポーツ大会の結果についてであります。

こちらは福祉保健部の所管となりますが、国民体育大会の後に開催された、第13回全国障害者スポーツ大会の結果をいただきましたので、スポーツ関係としてあわせて報告させていただきます。

6月のチェコ共和国で開催されました、陸上競技の世界選手権大会でも入賞しました岩切麻

※6ページに訂正発言あり

衣選手が、陸上競技400メートルと800メートルで優勝されるなど、33競技においてメダルを獲得されております。

続きまして、資料の7ページをごらんください。

3のその他の大会成績についてであります。

前回の常任委員会で出ました、全国高校総体や全国中学校体育大会以外での本県選手の活躍についてでございます。

No. 1の第15回全国高等学校女子ウエイトリフティング競技選手権において、小林秀峰高等学校の3年生、内門沙綾選手や、No. 3の第10回全国中学校弓道大会JOCジュニアオリンピックカップ大会において、川南町立唐瀬原中学校2年の木代采花選手が優勝されるなど、全国規模の大会において上位入賞をしていただいております。

今後とも、各大会の把握・分析をしっかりと行い、本県スポーツの振興に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様の御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田口委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はありますか。

○入倉財務福利課長 資料の訂正をお願いいたします。

資料の3ページ、下のほう、4番になりますけれども、「第60回国際理解・国際協力のための高等学校生の主張コンクール中央大会」と表記しておりますが、正しくは、「高校生の主張コンクール中央大会」ということで、「等学」の字を削除していただくと幸いです。よろしく願いいたします。「高校生の主張コンクール」であります。

○田口委員長 はい、わかりました。

以上ですね。

○入倉財務福利課長 はい。

○田口委員長 改めまして、執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はありますか。

○中村委員 韓国のこの小・中・高の歴史教科書、本当にありがとうございます。これをそろえられるのも大変だったと思います。

そして、今、読まさせていただいて、また見せていただきましたが、ああいうことを書かれると、やっぱり子供の時代から日本人を好きになれないでしょうねと思いました。

今、御存じかもしれませんが、アメリカにおいて韓国の人たちが、いろんな州で、いわゆる従軍慰安婦の件で銅像を建てたりして、アメリカの人たちに、日本とはこういうことなんだと呼びかけているわけですね。

それを聞いたアメリカのその国民も、ああ、日本ってそんなに悪いんだということで、今、いろいろとこれを展開しているわけですが、これに対して日本の外務省、日本の政府は、何にもやってないわけですね。違いますよとか、自分たちもアメリカに行って、あれは間違いですということでやってない。ただ、一部その、アメリカに住んでいる日本国民の人たちが、違うんだというようなことで、やっているという話は聞いていますけども。

それで、この前、都城に石破幹事長がお見えになったんですね。で、私は言ったんです。その日本政府は何ですか、ああいうことをやって、もうアメリカ中に広げようとしている。日本を陥れようとしているんだ。

オリンピックが、あと7年後ですが、その間にも、中国、韓国において、どうして——日本

を世界にこういう国だということでも売り込もうとしているかと、そういうことを考えとるんじゃないかという話をしたんですが、日本も徹底的に、その外務省からちゃんとやるべきだという話をしたんですが。

ただし、私たちの見方と違って、石破幹事長は、よくわかりましたと。だけど、それを日本が相手にすると、また日本はこうして逆宣伝して相手にすると、かえって我々がやることによって、日本がまたこうして動き出したということと言い出すんだから、もうかかわり合いをしないんだというようなことをおっしゃるんですね。

そういうこともあるのかなと思ったけど、そんなことでいいのかなという気がしているんですが、この今のこれを見せていただいて、韓国の小学校、中学校、高校で、こういうのをやはり教えてもらえば、本当に日本が、いかに悪い国かということを考えるでしょう。

しかし、韓国からこっちに留学している人たちに話すと、本当に日本になじんで、いい学生も多いんですね。そういうことを考えて、どのように教科書問題を考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思ひまして。

○谷口学校政策課長 韓国で指導している内容と日本の教科書の内容が違ったりしておりますが、実は、学習指導要領におきましても、その韓国と日本の主張の違いがあることをやっぱりしっかり触れて、子供たちに歴史的な背景についても、指導するよという記述もございますので、特に、学校現場におきましては、時事問題、いろんな、今、委員もおっしゃいましたけど、例えば日本の商店が襲撃されたとか、いろんな時事問題があるたびに、それも取り上げながら、それぞれの各国の主張が違うことを、子供たちにやっぱり理解させていきたいという

ふうに考えております。

○中村委員 我々は、これは向こうでやっていることだから、どうしようもないんですね。これをとやかく、石破幹事長がおっしゃったように取り上げていると、日本がまたそういうことで、我々を苦しめているのかなんとか、そういう逆襲でやってくるので、非常に困ったことだなと思ひていますが。

ただ、一つ手があるのは、やっぱりこちらに留学してきた人たちに、いかに温かく接して、それで日本をわかってもらおうかということしか、手がないのかなというふうに思うんですけども、そういった留学生あたりに、どういう措置をされているのか。していないと思ひますけど、どういのお考えでいらっしゃるか、お聞かせいただきたいと。

○谷口学校政策課長 具体的な措置というのはしておりませんが、子供たちに、やはり歴史認識等を教えながらも、韓国とか中国から、実はえびのの日章学園高校でございまして、中国からいっぱい留学生が来ておりますけども、その子供たちと触れ合いながら、子供たち自身と国の考えが違うのもございまして、子供たちとじかに接することが大切だということで、指導をしているところであります。

○中村委員 *この教科書を読ませてもらって、全部間違っているわけじゃないんですね。日本がやったこともちゃんと書いてあるわけだから、書き方にもよるんだらうけども、今の韓国のこの本見た中では、そんなむちゃくちゃなことなかったですね。

ただ、日本人としては、こういうものかというのを韓国の学生が理解するだけのことであろうし、そんなむちゃくちゃなことは書いてな

※11ページに発言訂正あり

いんだけど、やっぱり韓国、中国から留学してくる人たちは、接してみると、いい人たちが多いですね。

だから、今、宮崎にどのぐらいの人数で、中国、韓国からこちらに留学してきているか、そういうのもつかんでいらっしゃいますか。

○谷口学校政策課長 申しわけございません。今、手元にはございません。後ほど、御報告させていただきます。

○中村委員 だから、高校、大学があるわけですから、来ていらっしゃるところのあたりに、やっぱり日本人がこういう今、韓国がやっていることについて、何だあいつらと思うこともあるでしょうが、その彼たちがやっているわけじゃないんだから、政府がやっていることだから、それをもっと温かく接するように、やっぱり教育委員会としては学校側にちゃんとした指導をしておかないと、そういったことで子供たちがけんかでもすることになったら、やっぱりお互いの国もうまくいかないだろうと思うんですが、そういったことはどういうふうに捉えていらっしゃるんでしょうかね。

○谷口学校政策課長 高校の中にも留学している子供さんたちも来ておりますので、そのような子供さんたちを指導することも通じて、日本の子供たちにも十分しっかり理解を進めていくように、また、その間違っただ対応をしないように、指導してまいりたいと考えております。

○中村委員 わかりました。

○徳重委員 国旗国歌の斉唱というようなことでここに書いてあるんですけど、一部の自治体……。

○田口委員長 徳重委員、済みません、ちょっとマイクを。

○徳重委員 一部の自治体では、公務員の強制

の動きがあるということが書いてありますが、そういう動きがあるんですか。

○谷口学校政策課長 実は、この記述に関しましては、例えば報道によりますと、東京都におきまして、起立して国歌斉唱をしなかったことに対して処分が下されまして、それは不当だということで裁判になりまして、最高裁まで参りまして、それは不当ではないということになりました。

そのような出来事を捉えて、この教科書の執筆者は、そのことはやはり強制だというふうに捉えて、このように記述したわけですが、東京都としては強制ではないと、最高裁でも勝っておりますし、責務としてやっているんだという立場の違いから、採択に関しまして採択できないとかいうこともございました。そういうことでございます。

○徳重委員 国民である以上、もう国旗国歌というのは絶対的なものだと、こう思っておりますし、もう国民全てがスポーツを通して、どんな国際試合でも、国歌斉唱をして試合に入るといような状況があるわけですね。

オリンピックでももちろんそうですし、皆さん、国旗国歌に対する尊敬の念っていうかそういう思いで、日本国民であるという誇りを持って、常にお互いの生活、そしてそういった競技にも参加しているわけですから。

そう考えますときに、国旗国歌を斉唱しないということは、これはもう許される範囲ではないというような気がするんですけど、これを強制というような言い方が、果たして通るものでしょうかね、ちょっと私、理解できないんですけど。

各学校において、そういうことが現に行われているような状況は、県内であるものかどうか、

ちょっと教えてください。

○谷口学校政策課長 県内におきましては、そういう状況はございません。学習指導要領におきまして、しっかりその国旗国歌を尊重するというのがございまして、県下におきまして、実はそういうことに反して処分があったとか裁判になったという事例は、全くございません。

○徳重委員 最後にしたいと思うんですが、私、PTA会長をしとったことがあるんですが、そのときに、一部の先生が国旗掲揚のときに後ろを向いているんですよ。もう、こういう先生が二、三人いたんですよ。1人じゃないんです。3人ぐらいおった記憶があるんですが、今もそういうことが県内の学校であるものか、ちょっと気になったもので。ここにこう書かれている、それはないと信じていいんですかね。

○谷口学校政策課長 そのような報告は受けておりませんが、今後ともそういうことがないように、しっかり指導をしてまいりたいと思っております。

○徳重委員 ぜひよろしく願いいたします。
スポーツ関係やこの高等学校の全国大会等々が、すごく頑張って結果を出していただいておりますが、野球とかサッカーとか、非常に大きく報道もされるんですけど、文化面において、こうして優秀な成績をおさめたり、あるいは、音楽関係でもそうですが、こういったものが、なかなか表面に出ないという気がするんですが、これらの扱っていか、そういう結果を出した人たちに対する扱い方が、何か弱いような気がするんですけど、いかがお考えでしょうか。

○谷口学校政策課長 このように活躍した子供たちにつきましては、報道等にも、実は投げ込んだりはしているんですが、なかなかそれが広まっていない状況もあるかと思っておりますので、実

は、今回につきましても、前回、ここで御指摘いただきまして、高校総体以外のいろんな活躍についても、広めたほうがいいという御意見をいただきまして、出させていただいておりますので、今後、ぜひそういう意識をしながら、この活躍した子供たちをより広めていきたいというふうに思っております。

○徳重委員 メディアだけではなくて、各行政の報道紙、広報等々、そういったものにも思い切って、そういったのを出してほしいなど。あるいは、各市町村の広報もありますから、そちらのほうでも取り上げてもらうように、やはり誰かが進めてくれないと、なかなかその行ってまで云々ということにならないと思いますので、そういう情報網をしっかりと確立してほしいなど思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

○田口委員長 ありませんか。

○重松委員 1点だけ。

先ほどの教科書、韓国の記述が、今度は日本の先ほどお預かりしました、「高校日本史」の121ページに、大東亜共栄圏の実態という形で書いてあって、ここにも、「朝鮮、台湾で、日本国民、戦争開戦から皇民化政策を実施、神社参拝、日本語の使用強制、日本軍の兵力不足を補うための志願兵制度をつくり、さらに徴兵制を実施し、特に朝鮮では、日本式の氏をつくり、名を改める創氏改名、天皇への忠誠を誓う皇国臣民の誓詞の斉唱など、朝鮮人の民族性を否定する政策を行った」云々というふうに書いてあるんですけども、つまり、同じような書き方で、あと韓国の表現は、「蛮行である」とか、「歴史的に類を見ない」、「世界的に類を見ない」とか強い口調で書いてあるんですけども、ここをずっと読んでみると、こういう日本の教科書ですから、

そういう書き方はないのかなという思いはあるんですけども、ほかの日本国内の歴史教科書も、おおむね、これと同じような書き方がやっぱり、私も読んだ、記憶にもうっすらあるんですけど、おおむねそういう書き方で、やっぱり書いてはあるんでしょうかね。

○谷口学校政策課長 この内容に関しましては、おおむねほかの教科書も同じように書いております。ですから、内容によりまして、韓国の教科書と同じような内容の文もございますし、領土問題のように全く違う主張もございます。

以上です。

○重松委員 この教科書は、もう来年度は発行されて、採用したいとおっしゃいましたですかね。その理由は何ですか。

○谷口学校政策課長 実は、日本史に関しまして、全部で15冊ほど教科書が出ております。各高校が自分の学校の実態とか、これ、教育目標に照らし合わせて、適切な教科書を選んで採択希望を上げてくるわけですから、その中になかったということで、ほかの教科書を本県の場合は使うということになります。

○重松委員 それは、先ほどの185ページの「国歌斉唱に関する強制」という記述がないものを使うという意味だったんでしょうか。

○谷口学校政策課長 そのとおりでございます。

○重松委員 はい、わかりました。私は、もうちょっと勉強していきたいと思います。

あと一点、よろしいでしょうか。

先ほど、全国大会のスポーツの4ページ、5ページ、こういうふうに頑張っていた。この済みません、書き方のこの「2, 7位」とか、5ページにも、この1、「5位, 8位」という書き方があるんですけど、これは競技種目の複合性を示しているんでしょうかね。

○日高スポーツ振興課長 カヌーの5位、8位というのは、200メートルの競技と500メートルの競技があったり、ウエイトリフティングも、スナッチとクリーン&ジャックという2種目、1人で出れますので、そういった種目については、例えば200メートルが5位、500メートルが8位とか、そういったくくりでここに表現させていただいております。

○重松委員 はい、わかりました。

あと一点。済みません。

4ページの少年女子の得点が、ちょっとほかの競技に比べると73.0マイナスという形になりますが、これ、要因というのはどういうことでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 いろんな要因があるかと思いますが、一つは、女子の部活動の加入は、意外と文化系の吹奏楽とか、そういった部活動に入っている生徒が多いということもあります。

あと、本県のずっと長い間、女子の競技力向上については課題を持っておりまして、いろんな形で振興を図っているところではありますが、以前よりも、大分競技得点は獲得できるようにはなってきております。

また、成年女子も、女性の場合は、一度、家庭に入られると子供さんができたりとか、競技を離れる方がいらっしゃるの、女子が競技をするには、いろんなやっぱり課題、問題等がありますので、今回は、剣道とか山岳で、実際、子供さんを出産されて、家庭の協力を得ながら出場して、剣道の場合は入賞をしていただいた状況もありますので、そういったスポーツをしやすいとか、そういった方でもスポーツができる環境づくりについても、今後、いろんな形で、また研究して、支援をしまいたいと

いうふうに思っております。以上です。

○重松委員 今おっしゃった剣道の、私もニュースで見させていただきました。そのような形で、ますます激励をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○日高スポーツ振興課長 ありがとうございます。

○中村委員 私、誰も発言しなかったのですが、当初に発言させてもらったんですが、これを私は、実教出版がつくったんじゃないで、韓国の教科書をこっだけ取り入れて、韓国の教科書をこうしていただいたと、私は錯覚しました。ごめんなさい。

日本の出版会社が、これを書いているのであれば、今、見てみましたが、これは許せないですね。韓国がこんなこと書くはずがない、さっきからおかしいと思って聞いてみたら、これ、日本の教科書ですよ。ちゅうことで、これ、日本の教科書は、こういうことをずっと今、見ていると、こんなこと書く教科書は、絶対これは排除せんといかんですね。

だから、僕はこの前、申し上げたのは、実教出版もさることながら、韓国で教科書がどういうふうにかかれてるか。韓国の教科書が手に入らないもんですかねという話をしたんです。

だから、受けたときに、もう韓国の教科書だろうって、これを見て思うたんですよ。(発言する者あり) これ、日本のですね。だから、こっちを見てみらんとわからんとやけど、こっちはもう今、見たのは日本の教科書ばかりだったものだから、間違っただけを言いましたけど、これはやっぱりこの日本の教科書というのは、今、許すべきじゃないと、これは取り入れるべきじゃないと思いますね。

で、韓国の教科書はもっと激しいことが書いて

てあるだろうから、私が見間違えて失敗したことを申し上げとかないと、えらい韓国に優しいなと思われても困るので、一言申し上げておきます。

○田口委員長 ほかにございませんか。松村さんないですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、ないようですので、では、その他で何かありませんか。

○中村委員 今回の国民体育大会で30位台を目指して30位台になったということで、47都道府県ですから38位ということでしたから、それはよしとしないといかんのかもしれませんが、もう前から私は、国体の件については教育委員会との話し合いで発言をしたことがあるんですけど。

前、教育長で笹山先生という方がおられましたね。あの人にも、その当時申し上げたんですけど、教育委員会が国民体育大会を扱うのは、高校、大学、学校だろうと。一般の社会については、やっぱり教育委員会はなじむのかなということなんですね。

だから、一般の成年等にとっては、やっぱり教育委員会から外して、そのまま商工労働部だろうとどこかわかりませんが、そういったところに任してしっかりやらされたほうが、もっと順位が上がるのかなという気がして申し上げたんですが、笹山教育長はその当時、「いや、教育委員会でやります」「やらしていただきたいと思っています」というお話だったんですが、教育長はその後、今のことについて、やっぱり一緒でしょうか、どうお考えでしょうか。

○飛田教育長 委員がおっしゃるとおり、他の都道府県では、スポーツの一部あるいは全部の部分について、部局のほうやっけいらっしゃ

るところがあるようなことも、具体的には私、存じ上げませんが聞いています。

一番思っているのは、競技団体と中学校、高校との接続をどうやっていくかなというようなことが、一番かなと。体協とかいろんな競技団体のお力をかりて、「チームみやぎ」「オールみやぎ」でやることかなと。そういう意味では、我々が所管させていただいて、そういうところを円滑にやることによって、教育委員会では頑張りたいと思っています。

以上でございます。

○中村委員 いいですよ。もうこれ以上申し上げません。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○二見副委員長 最初の教育長のお話もあつたんですけども、先日の飲酒運転の件、これまでもそういったことについては、ずっと昨年来、課題として残ったわけなんですけれども、その先日、校長会があられたときに訓辞されたということだったんですが、そのときの内容というのは、私、伺っておりませんが、これまでの対応と、何か違ったところとか変わったところが何かあったのか、どういったことを話しされたのか、ちょっとお話ししたいと思うんですが。

○飛田教育長 大きく、私が意識して違えた点は2点あるんですが、一つは、今回のケースが臨時的任用職員であったということがあって、そういうところに十分目が届いていたのかということ。

それから、二見副委員長が言われたように、いろんな取り組みをしているじゃないかということで、一番の問題は、それが実際に届いたのか。一人一人の職員に届いていることが確認できているのか、その検証ができているかという

ことを、今までの話と同じ話もいたしました。具体的な項目も上げながらお話ししたんですが、そういうところを特に意識して指導をしたところでございます。

○二見副委員長 あと、学校という場のあり方というか、小学校から高校、いろんな高等教育までであるとは思いますが、少なくとも県内の先生方っていうものは、県職員でいらっしゃるわけですよね。

小学校とか、さらにいえば、もう幼児教育とか先生という立場の方はさまざま、そして世代に応じて、その指導をされることもさまざまだとは思いますが、不祥事に上げられるような内容というものは、それはもう一貫して変わらないものだと思うんですよね。

ですから、学校のあり方として、例えば小学校だったら、低学年、本当に基礎学力から始まって、中学校にいけば少し発展的になり、そして高等教育になっていけば、もう専門的な勉強内容になると思うんですけども、それはあくまで知識レベルの話であって、ただ、問題になっているのは、人間的ないわゆる道徳、倫理観の問題であるわけじゃないですか。

そういったものをどのように先生方の集団、本当、教育委員会、この県の教育庁っていうところは、非常に大きな組織だと思うんですけども、今、教育長がおっしゃられたように、一人一人の先生方にまでどれだけ浸透しているかということが、本当に一番大きな問題だと思うんですよね。

それは、ですから学校の校風とかそういったものを、いろいろ各学校が持っているという話もあるんですけども、しかしながら、全体として、もう変わってはならないというか、間違ってはならない一本の筋みたいなのが、

この教育庁の中に本当にそこにでき上がっているのか。そのところが一番の課題だと思うんですが、それについては、教育長はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○飛田教育長 実は、二見副委員長がおっしゃるとおりでありまして、そのときにも話を、校長に訓辞するときの冒頭のほうであったように、教育の目的は何かというと、教育の目的というのは、人格の完成を目指して行う営みであるというのが教育の営みなんだと。そういうときに、教師、あるいは教師に限らず子供たちと接する学校職員においては、そのことをまず一番先に意識すべきだろう。

人間ですから、誰しも清くない部分がゼロとは思いません。だけど、少なくともいつも清きを求めていくような存在でないと、子供たちと接することはできないと、そのことを一番最初に強調して思いを話をさせていただき、ぜひその思いをあなたの言葉で一人一人の職員に届けてくれ、というお話をさせていただいたところでありました。

○二見副委員長 最後に確認ですけれども、じゃあ、今の教育委員会としてのやり方としては、各学校の先生たちに、そういったいわゆる倫理的な指導といいますか、そういうものをする場合には、各学校長を通じてやるというやり方になるわけですかね。

それは、もうほかのいろんな研修機会とかあるかもしれませんが、大まかな、大きな流れとしては、いわゆる各学校組織、この組織を使った中での指導ということで、これからもやっていかれるということによろしいんでしょうか。

○飛田教育長 おっしゃるとおりで、各校長、言うなら、それぞれの現場の責任者が一番その

職員の悩みがわかり、職員の対応がわかるという点では、各現場の責任者から、きちんとそういう検証ができるということがあります。

それから、先ほどお話がありましたように、我々は別な機会でも一生懸命やりたいと。それは3つぐらいあるんですが、一つは管理職の研修でそういうことをどうやって伝えるか。校長研修でもありますし、コンプライアンスリーダーといいます、副校長、教頭、事務長の研修でもやります。

それから、もう一つは、いろんな研修の場に、いろんな機会を通してやろうと。それは初任者研修からいろんな段階の研修、それぞれの研修全てにやっぱりそういうプログラムを入れよう。

それから、もう一つは、違う形で通知を出すとか、あるいはアピールを出すとか、いろんなその違う媒体、三本立て、いろんなことで、やっぱり意識を常に喚起するような形をこれからも続けていきたい。そして、それを粘り強く続けていくことで、意識改革を1歩、2歩と前に進めていくことが大切だと思っております。

○二見副委員長 おっしゃるように、そういった取り組みは非常に大事だと思いますけれども、一つ足りないかなと思ったのは、僕は入り口の部分がないんじゃないかなと思うんですよね。

いわゆる試験制度っていうものがあります。その中で、いわゆる知識レベルとか、もちろん実技能力とか指導力とかもあるんでしょうけれども、そういったところが、この間、それこそ教員採用試験もあられたと思うんですけれども、そういったところは、もういわゆる採用の基準としては、全くないような状況なんじゃないでしょうか。

その人間性っていいですか、そのところの考え方については、どのように判断されていらっ

しゃるのか、そのところはどうなのでしょう
か。

○飛田教育長 教員採用試験においては、もちろん、その基本的な知識があるかとか、教科の専門性があるかというのは大事なんですが、それに加えて、子供たちに対するまなざしがどうかという、それから、人として接する接し方はどうか、そういう人物についても十分見ようということで、どういう手だてをやっているかという、面接の時間をできるだけ延長しようとか、あるいは場面指導ということをやっ、例えば、問題のある子供たちがとりそうな行動をさせて、全然言うこと聞かん、その子にどう温かく、あるいはまなざしをどういうまなざしをやっ、やるかというようなことをやるとか、いろんな形をとって、限られた時間ではありますけど、いわゆる教科の能力以外のところで、そういう教師として人間的資質も見れるような工夫をして、それを採用に反映させる取り組みを進めているところでございます。

○二見副委員長 最後にします。

採用の場合、一番最後の学歴としては、大体大学卒、大学院卒になると思うんですけども、ゆっくり自分を振り返って思うんですけど、高校入試とか、小学校から中学校に上がる時とか、いわゆる担任の先生から、生活態度がどうか内申書というのがありますよね。そういったものについては、ある程度、その場面であるんだけど、社会人に出るときってというのは、なかなかそれはもう、現実問題としても難しいと思うんですけどね。

だけれども、そのところのいわゆる場面場面もそうでしょうけれども、やっぱり日常っていうところでの物の考え方というか、そのところは非常に大事になってくるんじゃないかな

と。

要するに、いろんな問題が起こるっていうのも、いわゆる指導現場だけじゃなくて、一般の生活に戻ったときのやっぱりいろんな問題があったりするわけですから、一つ課題っていいですか、検討をしていただくほうがいいのかなという気がしております。

以上で終わります。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 今、二見副委員長が言ったことに関連してなんですけど、この前、日曜日に、都城の43普通科連隊、自衛隊の記念式典がありました。

これは毎年あることなんですけど、毎年行っているんですけども、大体、今、都城の43普通科連隊に1,300人ぐらいの自衛隊員がいるそうです。

教育委員会もそのぐらいいらっしゃるのかなと思いますが、ところが、自衛隊でそういう飲酒運転なり、いろんな交通事故等も含めて、新聞で書かれることはほとんどないんですね。

さっき、副委員長が言いましたが、その学校の先生方は、ほとんど大学、あるいは大学院を出た人たち、非常に失礼な言い方、過言になるかもしれませんが、いわゆるその自衛隊の人たちは、高校を卒業して自衛隊になられて、それで幹部の人たちは一般の大学と、それから幹部候補生、いわゆる防大を出た人たちがいらっしゃいます。

だから、やっぱりあれだけのその人たちが、それを起こさないようにしているし、それでまた、マスコミなんていうのは、自衛隊がやったら自衛隊がやったと書いて書きますよ。だから、自衛隊の皆さん方がどれだけ努力をして、自分たちを律しているかというのは、もうわかるよ

うな気がするんですよ。

それを考えると、やっぱり教育委員会のほうが、しゃんとしていないというか、そういう気がするんですよ。自衛隊の諸君は、そういったことを考えれば、そりゃ頑張っていると思うんですよ。それも、いろんな自衛隊の諸君は出てないじゃないか、同じ1,300人の中で出てないじゃないかというようなことも、お話いただければいいなと思いますね。

だから、やっぱり日本の国を守るということはあるんでしょうが、先生方も、日本のために子供たちを教えるという大きなあれがあるわけですから、どう律していただくかということになると思います。よろしくお伝えいただきたいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時2分再開

○田口委員長 委員会を再開します。

その他、何かありませんか。

○松村委員 せっかくこういう説明を聞いたので、このまま、内容的にも、まだまだぱっと見ただけですから、コメントのしようもないんですけど、せっかくいただいたものを熟読しながら読んで、今、この教科書は使いませんということだったんですけど、使っている教科書の歴史的認識とかそういう問題に対しては、何かの提言とか何かのこのあれは議論ということは、

この委員会の中でするのもまたいいんじゃないかと思うんですよ。

たまたま出て、はい、わかりましたと、これはもう終わってしまって、何も無い。すごい大きなテーマですよ。よく見ると結構、今、中村委員が言われたように、すごい内容ですよ、ほかにどういうものがあるのかも含めて聞いて、これをどう取り扱う。このままでいいという結論もいいでしょうし、もうちょっと深くして、いずれ国のほうに上げるのかどうするのかとかも含めて。

何かいろいろと興味深い内容だなと思いましたので、意見としてよろしく。

○田口委員長 ただ、これはテーマとしてはかなり広いですからね。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時8分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 よろしいですか。

○田口委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前11時8分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 田 口 雄 二

